

2023年2月8日

内閣総理大臣 岸田文雄 様  
女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣(男女共同参画) 小倉将信 様  
外務大臣 林芳正 様  
法務大臣 古川禎久 様

日本婦人団体連合会(婦団連)  
会長 柴田 真佐子

【緊急要望書】

G7議長国としてのサミット開催にあたり、女性差別撤廃条約選択議定書の批准、選択的夫婦別姓制度の導入、同性婚の法制化を求めます

日頃より男女共同参画社会の実現をめざして尽力されていることに敬意を表します。

日本婦人団体連合会は、女性団体、労働組合・市民団体の女性部などで構成し、23団体が加盟しています。1953年の創立以来一貫して、ジェンダー平等、人間らしい暮らしと労働、平和を求めて活動しています。

日本は今年G7(主要7カ国)議長国を務め、5月の広島サミットに続き6月にはG7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合の開催も予定されています。

昨年10月にベルリンで開催されたG7男女共同参画担当大臣会合の共同声明は「包括的かつジェンダー平等な民主主義社会を目指すとともに・・・世界中の女性、女兒、LGBTIQ+の人々の権利行使に対するバックラッシュに共に対抗します」と述べています。

岸田総理大臣は「G7においてもジェンダー主流化の視点を取り入れ、更に発展させていく」(12月15日男女共同参画会議)、また、小倉特命担当大臣は「ジェンダー平等に向けたこれまでの取組を引き継ぎ、より一層の充実につながるよう、関係府省で連携して取り組んでいく」(次回G7議長国として10月ベルリン会合での発言)と表明しています。

ところが2月4日、首相秘書官が性的少数者や同性婚についての差別発言によって更迭されるという事態がおきました。更迭の理由は「政権の方針と全く相いれない」からとされますが、岸田総理大臣は同性婚の法制化の「慎重な検討」の理由として「すべての国民にとっても家族観、価値観、社会が変わってしまう課題だ」等と国会答弁しており、総理自身の人権意識の欠如は明らかです。「多様性、包摂的な社会の実現」が政権の方針であるならば同性婚の法制化に直ちに着手すべきであり、まさにG7議長国としての資格が問われています。

ジェンダー平等の現状を見れば、日本の到達は「ジェンダー・ギャップ指数 2022」（同年 7 月、世界経済フォーラム発表）で 146 カ国中 116 位、G7 では最下位と世界最低のレベルです。

遅れた日本の現状を打開し女性の権利を国際基準に引き上げるための課題は多々ありますが、議長国としての G7 サミット開催にあたっては、ジェンダー主流化の視点からの喫緊の課題として、同性婚の法制化の他に次の 2 課題の実施の具体化が強く求められます。

一つは、女性差別撤廃条約選択議定書の批准です。

同選択議定書は女性差別撤廃条約の実効性を高める条約としてすでに世界 115 カ国が批准しています。日本は G7 議長国としてその批准を促進すべき立場にありながら、いまだに批准しておらず、国連女性差別撤廃委員会における日本の条約実施報告の審議では繰り返し批准の検討が求められています。早期批准を求める意見書は 188 の地方議会で採択されています（2022 年 12 月現在）。

もう一つは、選択的夫婦別姓制度の導入です。夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反し、これを法律で強制しているのは今や日本だけです。婚姻の際、95%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別です。通称使用の拡大では根本的解決になりません。選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書は 359 の地方議会で採択されています（2022 年 12 月現在）。

日本が議長国を務める G7 開催にあたり、女性の人権状況を国際基準に引き上げ、日本のジェンダー平等を推進するため、下記事項の実施の意思を表明し、実施に向けた政策の具体化を進めることを強く要望します。

## 記

- 1 女性差別撤廃条約選択議定書の批准をすること。
- 1 選択的夫婦別姓制度を導入すること。
- 1 同性婚を法制化すること。